

SDG ミーティング 議事録

2015/08/05 13:00-16:00

SDG の内部規程について

- 意思決定方法：できるだけコンセンサス（反対意見がない状態）を目指す。コンセンサスが得られない場合は、すべての分会で過半数が得られた場合に裁決される。各分会 3 人なので、実際は各分会で 2 人以上で議決ということになる。
- 内部争議解決手順：議長が争議に関与しない SDG メンバーを選出し、争議解決のための委員会を設ける。人数等はケースバイケースとする。
- 欠席について：欠席の場合の罰則は特に設けない。議決をする際の定足数は各分会 2 人ずつ、6 人とする。議決が必要なミーティングでの欠席の場合、分会で出席者が 2 名ということになり、議決に支障が出るので、その分会についてはその場での票決は避け、書面での採決を取る。欠席者は内容を把握するため、代理者をオブザーバーとして出席させることができるが、オブザーバーに議決権はない。

SDG に対しての本部の見解について

- 社会分会が弱いという指摘について：専門家で補い、専門家の意見を議決にも反映するように努める。
- トランスファーか新規作成かについて：2007 年の草案はあるが、IGI の内容はかなり変わっているので、基本的に新規作成という形をとる。2007 年草案は参考文書とする。
- コミュニケーションプラン
 - メール通知、ウェブ上でのニュース掲載、議事録の開示、公開ミーティングのほか、SDG メンバーが外部に対して FSC の話をする時は、FSC ジャパンにも通知する。FSC ジャパンはどのように規格策定のプロセスの周知を行ったかを記録として取る必要があるため。FSC ジャパンは、SDG メンバーが資料として使えるようなパワーポイント 2-3 枚の資料を作成する。

ワーキンググループ

- HCV 国内枠組み文書作成ワーキンググループ
- 生態系サービス(附則 C)：特別ワーキンググループを作るのではなく、SDG メンバーで対応する。

- 英語チェック：出来上がった規格文書は英語優先。FSC 事務局と CB で基本的に確認するが、SDG で承認する以上 SDG 内でチェックする人が必要。各分会一人チェッカーを設ける。

進め方

- IGI の討論は 9 月から 10 月に 3 回に分け、専門家や外部のオブザーバーも招き行う。一般からのオブザーバーは、人数制限を設ける。その後、11 月 24 日は SDG 内部の討論でパブリックコンサルテーションに向けて草案承認の採決をする。
- 時間が限られているので、討論が紛糾する場合は、ステークホルダーの意見を聞くための注を草案に記すこととし、次の指標の討論に進む。
- 1 日で終わらなかった場合も、次のミーティングで続きとはしない。出席メンバーが違いため、当初予定されていた原則の議論を優先する。次のミーティングの時間が余った場合そこで討論する、または最後のミーティング(11/24)に回す。
- あらかじめ採用して問題ないと思われる指標をリストにし、事前（少なくとも 2 週間前）に配布する。意義の出なかった指標については議論を省く。

規格策定の方向性

- IGI のみを土台とするか、2007 年草案や既存の CB 指標を考慮するか。
基本的に IGI をたたき台とするが、2007 年草案や既存の CB 指標を比較し、検討したほうが良いと思われるものについては、FSC ジャパンが提案する。
- 森林経営計画の位置づけ
そもそも森林経営計画が認証林と重なっているところは少ない。
森林経営計画は参考にはなるが、それが認証の十分条件とはならない。森林経営計画も頻繁に変更されるため、注意が必要。森林経営計画がどのように審査に使えるか、そのようなガイドラインを示せば CH にとっては有用。
- 曖昧な言葉について
生態系サービス、環境価値などは場合によって具体的な例を示す。「文化的に適切な方法での協議」については、一括してどういったものが文化的に適切な方法となるかを注として書けば良い。

用語の定義

- 小規模：100 ha 以下という国際定義を採用。

- 大規模：国際定義を当てはめると、日本ではほぼ該当する組織がなくなる。日本では 10,000 ha 以上とするが、これには森林組合などのグループ認証は含めない。単独で 10,000 ha 以上のところのみ大規模とする。日本のグループ認証は小さな森林管理区画からなっており、大規模経営の特徴である集約的な経営が当てはまらないため。
- 低強度、高強度：人工林での林業を高強度とする国際定義を当てはめると、日本の林業はすべて高強度ということになる。これは適当でないが、日本の場合、他国でのように林業経営体で強度が極端に違うということはないので、強度によって指標を変えたりする必要はあまりないのではないか。強度によって指標を変えたりする場合はあればその時点でまた討議する。
- 自然林：natural forest は天然林ではなく、自然林とする。これは、森林の成り立ちにかかわらず、日本では広葉樹を天然林と呼ぶ風習があり、それと分けるため。
- 外来種：日本では一般に外国から入ってきたものを外来種と読んでいる。日本国内の本来の生息域外の違う生態系から持ち込まれた種については、わかりやすくするため別の言葉を用いるべき。「地域外種」など。在来種、郷土種についても分け、用語を整理したほうがよい。どこまで遡るかは、明治維新(1868 年～)以降持ち込まれたものとする。